

令和 3 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 3 年 1 1 月 9 日

(第 2 0 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和3年11月9日（火曜日）  
午前10時00分 開会 午前10時32分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	安保友博	議員	副委員長	待鳥美光	議員
委員	菅原満	議員	委員	熊谷二郎	議員
委員	富澤啓二	議員	委員	金井伸夫	議員
委員	松永靖恵	議員	委員	富澤勝広	議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
議事課長補佐	本間修	主査	高橋寛子

◇本日の会議に付した案件

今後の調査方針について

その他

午前 10時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の流れを確認します。

本日の議題は、今後の調査方針について、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

初めに、今後の調査方針についてを議題とします。

これまで当委員会においては、地方自治法第98条の事務検査権に基づいて調査をしてまいりました。その上で、あらかた調査が進んできた中で、さらなる調査が必要かどうかという観点から、本日は皆様の御意見をいただきたいと考えております。具体的に言いますと、証人を呼んで当時の状況を聴くというようなことになるかと思いますが、その点、そこまでするということになる、今度は地方自治法第100条に基づく百条委員会としてそれに取り組んでいくという必要があると思います。

そうした中で本日は、どういう人を呼ぶべきか、そして、その人から何を聴くのか、それをやることによって何を得られるのかという観点から、皆様から御意見をいただきまして、さらなる調査の必要があるかどうかというところを検討したいと思います。

そのような流れでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは順次、御意見をいただければと思います。

金井委員。

○金井伸夫委員 これまで98条の委員会では市のほうから直接、間接的にヒアリングをして質疑をしてきたということで、それなりに事実関係はつかめてきたのですが、実際の事件の当事者からはまだ話を聴いていないので、やはり、真相に近づくためには、直接、証人としてお呼びしてお話を聴くという機会を設けたほうが良いと思いますので、そういった形で今後、百条委員会に移行するなりして、証人として来ていただいて、直接当時の当事者のお話をお聴きするということが今後必要になってくると思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 同じ意見で、これまで書面による事実関係を調べてきました、聴取してきましたけれども、しかしそれは現役の職員に関わる調査であって、実際に当時該当していた職員、実際には今は退職されて聴くことはできないので、その人たちから、とりわけ公金取扱いの問題や、あるいはパワハラの現状はどうだったのか、そういった事実関係をつかんでおく必要があることから、証人として呼び出してお聴きするということが必要かと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私も、今の熊谷委員と関連しますけれども、当時保健福祉部にいらして、不祥事を起こした元市職員（以下、元市職員）の部下として在籍して職務上関わりが多かった職員、既に退職されている職員ですけれども、その方を、数名いらっしゃいますけれども、その方をお呼びして、当時のパワハラの実態であるとか、職務上の関わりがどうであったのか、また交付金のお話も今ありましたが、そういったことに関しても実態を、当時の状況を聴けるのではないかと、委員会としてそれを聴いて判断できるのではないかと思います、そういう方をお呼びしたほうがいいと思います。

あと、長寿あんしん課だと思いますが、そこにいらっしゃった任期付の職員の方で、かなり元市職員と関わりを持っていた方がいらっしゃいまして、その方をお呼びして、ケア会議のいろいろな資料づくりであるとか出張のお世話であるとか、いろいろその方が動いてやられたような実態があるようですので、かなり突っ込んだ内容が聴けるのではないかと思いますので、その方をお呼びしたらどうかと思います。

あと、もう一点は、今回の詐欺、横領、一連の事件の市の告発のきっかけとなった職員がいらっしゃいまして、元部長職の方だと思いますけれども、その方をお呼びして、当時の、市に話した実態であるとか、市がどのように対応したのかというのは直接その方が一番よく分かっているのではないかと思います、その方をお呼びして、今までの委員会の中で資料要求して確認したことを再度確認して、それ以外のことも聴けるとは思いますけれども、その辺を確認したいと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今の富澤勝広委員の意見に同意いたします。

元市職員は平成24年10月から部長職になっています。そして、犯行が集中したのは平成27年から28年、当時の社会福祉課長、今で言う社会援護課長ですけれども、OBを呼ぶということは先ほどの意見のとおり必要であろうと思います。ですから百条への移行は必要な判断ではないかなと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 もう一点、民事訴訟に関わる部分かもしれませんが、それに関連して、補助金を受けた側の企業があるわけですが、その辺の企業をお呼びして、元市職員とどういうやりとりがあったのか、その辺を確認してみたいと思います。実際お金がどのように使われたのかというのもそこで出てくるのかなという感じがします。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 これまで98条に基づいて調査をしてきたことを、市の説明員からしっかりと聞いてきたわけですが、皆さんがこれまでおっしゃってきたように、実際、元職員というか退職された方たちの聴き取りというのは一切ありませんし、説明員が説明したことと一致しているかどうかという確認も必要ですし、これまで調査してきた中で、元市職員が異動した後のパ

ワハラはどうだったのかとか、組織のパワハラという問題も出てきていますので、実際それは聴き取りが必要だと思いますので、百条に移行したほうがいいかと思います。

対象者は、これまで職員課に相談していたがメモを取っていなかったという事実もありますし、どういうことを相談に行ったかとか、あと被害者が加害者になっていないかとか、そういうことで、もしよければ現職の職員、それからそれに関わってきた事業所、ケア会議とかに関わってきた事業所の方に聴き取りをしていただければと思います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 これも民事事件に関わることですけれども、定期巡回サービスの今回の不祥事につきましても、当時の事件に関係した職員、現役の職員と思われるんですけれども、一応、御本人のお話を聴くということで、呼ぶだけ呼んでみるべきではないかと思います。来るかどうかは別にして。

民事訴訟の定期巡回の部分についてです。基本的には今回、OBを呼ぶのが原則だと思うのですが、誰をお呼びするかという点については、現役の方も一応お呼びして、来なければ来ないでやむを得ないことだと思いますが、一応そういうことをしたほうがいいのではないかと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 現在の特別委員会でも、職員にも説明ということで相当協力してもらって事実関係を確認してきたわけでありますが、過去の出来事であるということで、また担当も変わってきているという状況で、事実関係の確認というのがなかなか難しい点があったということはあるのかなと感じております。そういった意味で、事実関係の確認を押さえておくという観点からでは、98条ではなく、来ていただいてお話を伺うということになるならば、証人という形にはなりますが、来ていただいて、事実関係の確認をさせていただくということはあるのかなと私も考えます。

今までの98条で事実関係をどこまで確認できたのかということも併せて、もし百条委員会に来ていただくならば、その辺の事実関係を確認した上で、来ていただく方には当時の事実関係について確認をするという形を取られるほうがいいのかなと考えます。98条で積み上げてきていますので、その辺の事実関係の確認状況はどうか、それに基づいて、さらにやはり当時の方にも確認しておくということにつながるならばということです。

私の考えは以上です。特段、どなたに証人として来ていただくかというのは私のほうは持っておりません。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 私も同じく、この人にこういう話を聴いたらという材料は持っていないので、したがって、今お話があったような中でどのくらいの話をさせていただけるのかということがよく分かりませんので、判断がつかかねる部分もあるんですけれども、ただひとつ、98条の検査の中でも当時の人たちの、例えばパワハラの実害の方たちの状況等は書類上でも確認ができ

ているわけで、それで、改めてそういう話を聴くと新しい事実であるとか説明された部分と異なる面が見えてくるのかということがよく分からないのですが、もう一つは、説明された市側の見解と当事者から見て適正なのかどうかということもあるので、そういったことをお話しただけれるのであれば話していただきたいとは思いますが。

ただ、このことが起こってかなり、特別委員会を立ち上げるまでも時間が経過しましたし、特別委員会で検討を始めてからもかなりの時間が経過していますので、早く改善策の提言をして、早く市に、再出発というのは変ですけども、改めて前に向かって進んでいただきたいという思いが強いので、これから百条に移行してということに100パーセント同意というわけではないんですけども、皆さんの情報の中でそういった話が聴けるだろうということであれば、そういうことでいいのかなとは思いますが。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 当時の不祥事を起こした元市職員に対してやっぱり証人としてお聴きするということはできないのか。改めて、当時の事件を起こした背景とか、あるいはどういった点がやっぱり問題だったのかという点はお聴きしたいと思います。

それと併せて、前市長に対してどういうふうに対応していけばいいのか。自分としてははっきり結論は出ないけれども、実際に百条委員会に来ていただいて実際のお気持ちをきちんと述べてもらうということも必要なのかなとは思いますが、その辺は可能なのかも含めて、検討してもらえればと思います。

○安保友博委員長 大体出尽くした感じでしょうか。

百条委員会に移行したとして、実際に今皆様から挙げていただいた方々が全員来ていただけるかどうかというのはまた別の問題ではありますが、今皆様からいただいた意見を総合すれば、事実関係を当事者から聴くという観点からやったほうがいいのかという流れになったかと思えますけれども、改めて伺いますが、その方向でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

そうしたら、今挙げていただいた方々を証人としてお呼びして、実際に聴き取り、証人尋問という形になるかと思えますけれども、それをやっていくという方向で、百条の権限を当委員会に付与してもらうような、委員会としての議案を作成して12月定例会に上程していく流れとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにしたいと思います。

次回の委員会の中で、具体的に議案の中身について検討していきたいと思えます。

菅原委員。

○菅原満委員 次回の委員会で、現在の98条の委員会に100条の権限を付与してもらうための協議をするということでしたが、その場で進め方だとか検討課題を挙げるのか、それとも正式にできてから進め方について検討するのか、どちらなのか確認。まだ動いてはいないので、今

後検討していく課題かなと思うので。手順とすれば委員会ができてからやるというほうが当然かなと私は思うのですけれども。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時24分 休憩）

再開します。（午前10時25分 再開）

ただいまの菅原委員からの確認としてはおっしゃるとおりというところで、順次進めていきたいと思います。ほかにこの件について何かある方はいらっしゃいますか。

休憩します。（午前10時26分 休憩）

再開します。（午後10時28分 再開）

それでは、今後の調査方針については以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは次に、その他として、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は11月19日、金曜日、午前10時から第21回調査特別委員会を開催し、百条委員会の権限付与について、その他を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんのでそのようにいたします。日程調整の程よろしく願います。

本日の案件は以上になります。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 継続審査になっている陳情についてはいつ、12月議会では結論を出さなくてはいけないと思うのですが、特別委員会として、特別委員会の中でもう一回審議しないといけませんよね。それは次回にやりますか。

○安保友博委員長 その点については、今回百条に移行するという方針で一致しましたので、陳情に関してはその場で…。

〔何事か言う人あり〕

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時29分 休憩）

再開します。（午後10時32分 再開）

ただいま、既に提出されていて継続審査となっている陳情の件についての御意見がありました。これについては次回の委員会で審査をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

ほかに何かある方はいらっしゃいませんか。

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前10時32分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安 保 友 博